

医療的ケア児等コーディネーターについて

医療的ケア児等総合支援事業（地域生活支援促進事業）

人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）の地域における受け入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ること。

【医療的ケア児等コーディネーターの配置】

医療的ケア児等が抱える課題は、多分野にわたっており必要なサービスも多岐にわたっている。医療的ケア児等コーディネーターは、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐこと。

医療的ケア児等コーディネーターの業務内容（北九州市）

○北九州地域医療的ケア児等支援協議会にて、本市における医療的ケア児等コーディネーターの業務内容について協議

(1) 配置年月日 令和3年8月1日

(2) 配置先 北九州市立総合療育センター地域支援室

(3) 配置人数 1人

(4) 業務内容

①災害時個別支援計画の作成

災害警戒区域に居住する医療的ケア児の個別支援計画の作成

②カンファレンスへの参加

医療機関からの要請に基づき、関係者カンファレンスへ参加し、医療的ケア児とその家族の状況を把握し、関係機関と連携を図る。

③**その他医療的ケア児の支援にかかる関係機関からの相談及び調整**

保護者や関係機関等からの相談に応じ、情報の提供若しくは助言その他の支援を行う。

(5) 相談料 無料

など

医療的ケアが必要な子どもとその家族への支援（イメージ）

